

春日井市情報公開・個人情報保護
制度施行状況報告書

(平成19年度)

春日井市

目次

第1	制度のあらまし	1
第2	情報公開制度の施行状況	9
第3	個人情報保護制度の施行状況	14
第4	情報提供制度の施行状況	15
第5	会議公開制度の施行状況	16
資料1	平成19年度情報公開実施状況一覧表	17
資料2	平成19年度個人情報保護実施状況一覧表	39
資料3	平成19年度会議公開実施状況一覧表	41
資料4	平成19年度情報公開・個人情報保護審査会答申	45

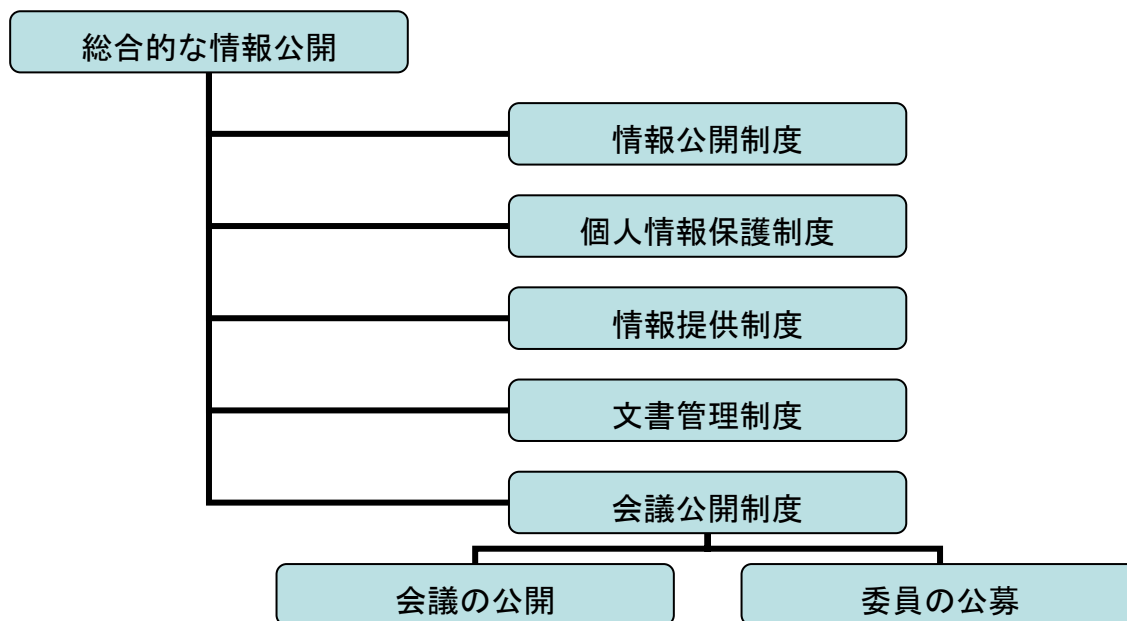
第1 制度のあらまし

本市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



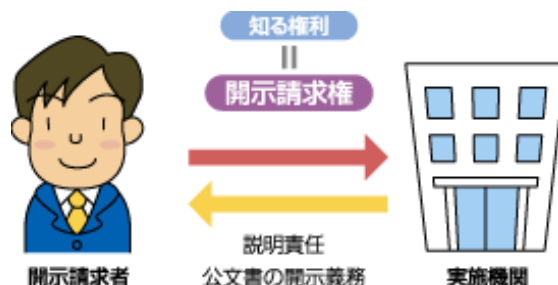
1 情報公開制度

本市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報 (5号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手續

ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。

イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。

イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

2 個人情報保護制度

本市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときには、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。本市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

市民の方がどのような文書があるか明らかにするため、全てのファイル名と文書件名を記載した文書目録を一般の閲覧に供しています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



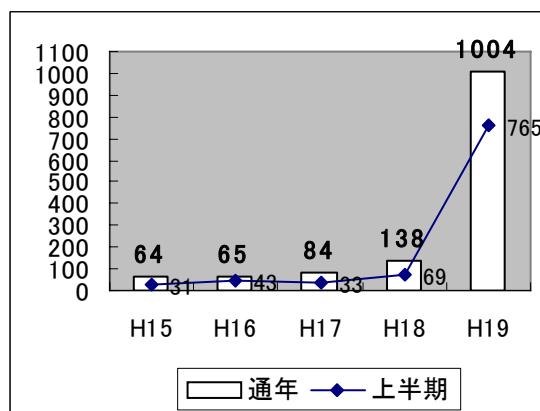
第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求件数

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、1,004件（請求61件、申出943件）です。

平成15年～18年度は、100件前後で推移していましたが、19年度は図1のとおり著しく増加しています。

図1 本市の請求件数の推移



2 国、地方公共団体

(1) 国、主な都府県

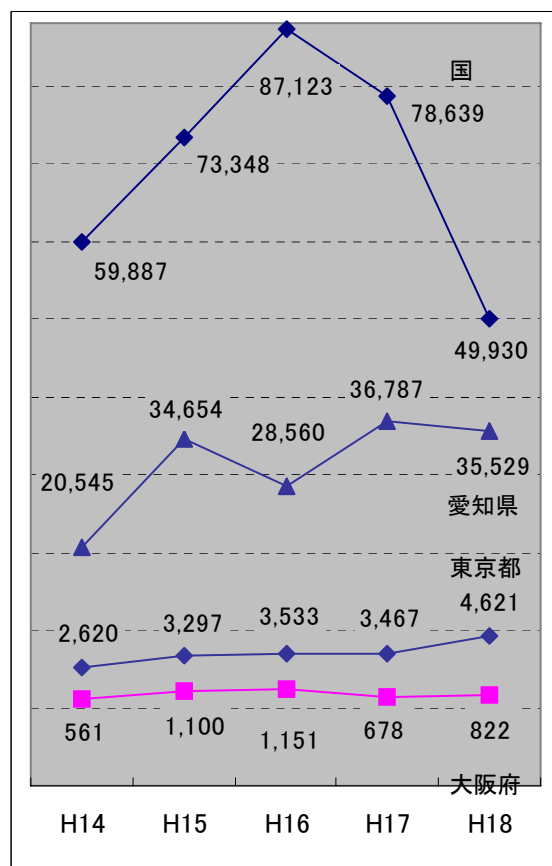
国と主な都府県における平成14年～18年度の開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

平成18年度については、国における請求件数が大幅に減少しています。

	H14	H15	H16	H17	H18
国	59,887	73,348	87,123	78,639	49,930
大阪府	561	1,100	1,151	678	822
愛知県	20,545	34,654	28,560	36,787	35,529
東京都	2,620	3,297	3,533	3,467	4,621

(備考) 平成19年度の状況は、まだ公表されていないため、平成18年度までの状況とした。

図2 国等の請求件数の推移

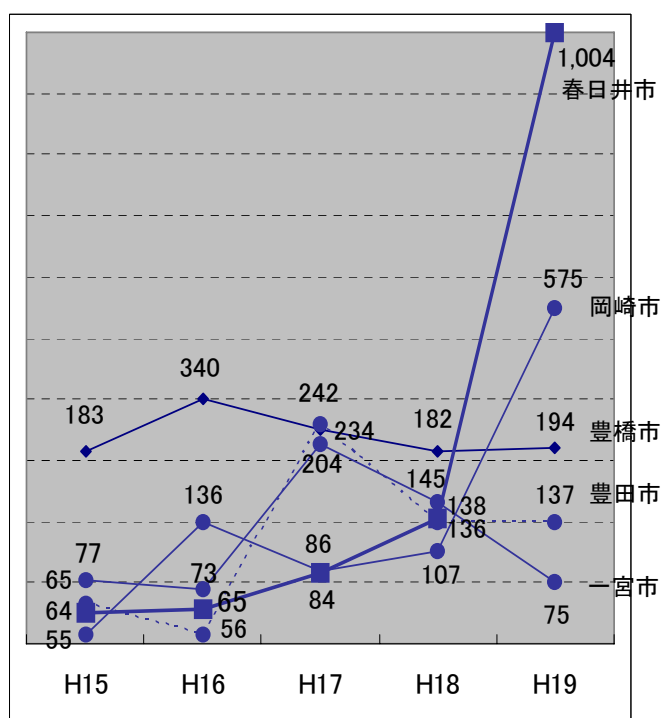


(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 15 年～19 年度の開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

	H15	H16	H17	H18	H19
豊橋市	183	340	234	182	194
一宮市	77	73	204	145	75
豊田市	65	56	242	136	137
春日井市	64	65	84	138	1,004
岡崎市	55	136	86	107	575

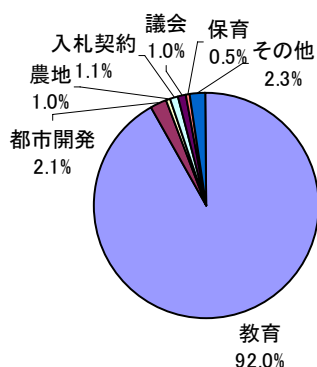
図 3 県内市の請求件数の推移



3 開示請求の内容別件数

平成 19 年度の開示請求を内容別にみると、教育、都市開発、入札契約に関する請求が多くなっています。中でも、教育委員会会議録（※ 1）の開示請求（任意的開示申出（※ 2））が 914 件と突出しています。

図 4 内容別割合



内容	件数
教育に関する事	924
都市開発に関する事	21
入札契約に関する事	11
農地に関する事	10
議会に関する事	10
保育に関する事	5
環境に関する事	各 3×3
消防に関する事	各 3×3
審議会に関する事	各 3×3
水道に関する事	2
選挙に関する事	各 1×1
指定管理に関する事	各 1×1
福祉に関する事	各 1×1
河川に関する事	各 1×1
その他	8
計	1,004

※ 1 情報公開条例施行日（平成 13 年 4 月 1 日）前の教育委員会会議録が請求対象

※ 2 任意的開示申出については 2 頁 1 (3) を参照

4 開示請求の内容別件数の推移

平成 15 年～19 年度の請求内容の上位 3 をみると、教育分野に関する請求が最も多く、全体の約 9 割を占めています。

年度	1	2	3
H15	入札契約 (18 件、28%)	教育 (14 件、22%)	都市開発 (9 件、14%)
H16	教育 (18 件、28%)	入札契約 (12 件、18%)	人事・都市開発 (6 件、9%)
H17	教育 (38 件、45%)	都市開発 (14 件、17%)	入札契約 (9 件、11%)
H18	教育 (58 件、42%)	都市開発 (23 件、17%)	入札契約 (18 件、13%)
H19	教育 (924 件、92%)	都市開発 (21 件、2%)	入札契約 (11 件、1%)

5 部局別請求件数の推移

平成 15 年～19 年度の部局別の上位 3 をみると、教育委員会に対する請求が最も多く、全体の約 9 割を占めています。

年度	1	2	3
H15	教育委員会 (17 件、27%)	健康福祉部 (10 件、16%)	建設部 (9 件、14%)
H16	教育委員会 (25 件、38%)	建設部 (13 件、20%)	総務部 (8 件、12%)
H17	教育委員会 (39 件、46%)	建設部 (17 件、20%)	環境・健康福祉 (6 件、7%)
H18	教育委員会 (72 件、52%)	建設部 (26 件、19%)	総務部 (15 件、11%)
H19	教育委員会 (926 件、92%)	建設部 (23 件、2%)	市民経済部 (13 件、1%)

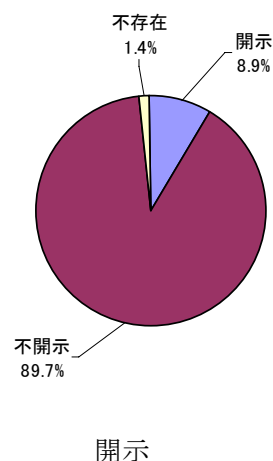
6 開示決定等の件数

平成 19 年度の開示決定等の件数は、次のとおりです。

処理区分	件数
開示	91
(うち全部開示)	47
(うち一部開示)	44
不開示	919
不存在	15

※取下げ 6 件

図 5 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

7 開示決定等の件数の推移

平成15年～19年度の
開示決定等の件数の
推移は、右表のとおり
です。

平成19年度は、教
育委員会における不開
示決定の件数が増加し、
公開率が著しく低下し
ています。

年度	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
H15	64	25	30	3	7	4	85%
H16	65	16	39	3	5	8	87%
H17	84	12	47	26	3	2	67%
H18	138	32	44	46	23	9	52%
H19	1,004	47	44	919	15	6	9%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定
等があることによります。

8 部局別の処理状況

平成19年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
教育委員会	926	6	6	916	3	3	1%
建設部	23	10	12		3		88%
市民経済部	13	4	10	1	1		88%
春日井市議会	9	8				1	100%
総務部	8	4	4		2		80%
健康福祉部	7	6	5	1	1		85%
財政部	5	2	3	1	3		56%
消防本部	4	2	1		1	1	75%
環境部	2		1			1	100%
水道部	2	2					100%
市民病院	1		1				100%
市長室	1		1				100%
下水道部	1	1			1		50%
企画調整部	1	1					100%
勝川地区総合整備室	1	1					100%
監査委員	0						
計	1,004	47	44	919	15	6	9%

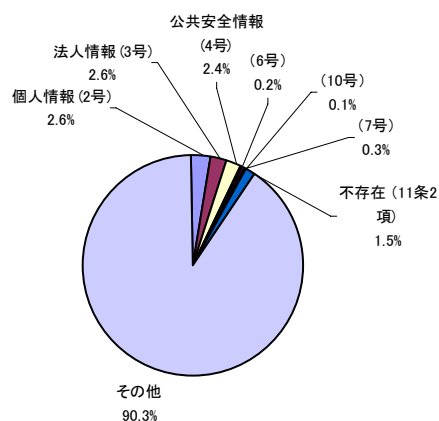
(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

9 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図6のとおりです。

不開示情報	件数
個人情報（2号）	27
法人情報（3号）	26
公共安全情報（4号）	24
審議検討情報（6号）	2
事務事業情報（7号）	3
存否応答拒否（10号）	1
不存在	15
条例施行前の公文書に係る任意開示の申出を不開示としたもの	914
計	1,012

図6 不開示情報別割合



(備考) 号数は、春日井市情報公開条例第7条の各号を指しています。(3頁参照)

10 不服申立て・審査会答申の状況

平成15年～19年度の不服申立て・審査会答申状況は、下表のとおりです。

平成19年度は、市長に対して1件、教育委員会に対して2件の不服申立てがありました。

答申の詳細は、45ページ以降及び次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.lg.jp/gyousei/jouhoukoukai/007008.html>

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況				取下げ	未処理 審議中
				決 定					
				棄却	認容	一部認容	その他		
H15	2	2	0	1	1	0	0	0	0
H16	1	1	0	0	0	1	0	0	0
H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H18	1	1	0	0	0	0	0	0	1
H19	3	3	0	2	0	0	0	1	0

第3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成15年度～19年度の開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成19年度の本人開示請求件数は16件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用停止	合計
H15	14	1	0	15
H16	1	0	0	1
H17	6	1	0	7
H18	22	1	0	23
H19	16	0	0	16

2 開示決定等

平成15年～19年度の開示決定等の状況は、右表のとおりです。

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

年度	請求件数	処 理 状 況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	不訂正	訂正却下
H15	15	9	4	1	1	0	1
H16	1	1	1	0	0	0	0
H17	7	2	2	1	3	1	0
H18	23	13	8	0	4	1	0
H19	16	8	5	0	3	0	0

3 不服申立て・審査会答申の状況

平成15年度～19年度の不服申立て及び審査会答申の状況は、下表のとおりです。
平成19年度は、不服申立てはありませんでした。

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況					未処理 審議中
				決定				取下げ	
				棄却	認容	一部認容	その他		
H15	1	1	0	0	0	0	1	0	0
H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H17	1	1	0	0	1	0	0	0	0
H18	3	2	1	0	1	0	0	1	0
H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) H15 その他欄は、審査会の諮問対象外の事案になります。

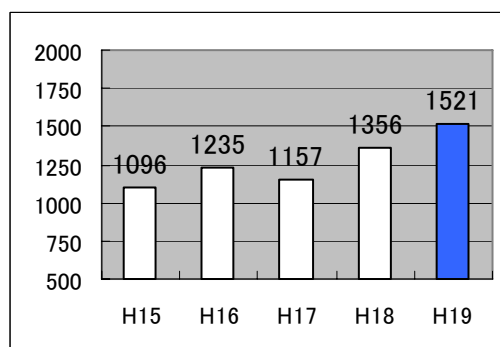
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるように市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成15年～19年度の行政資料の登録件数の推移は、図7のとおりです。

図7 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

平成19年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.lg.jp/gyousei/jouhoukoukai/teikyo/gyouseishiryu.html>

【部局別の登録状況】

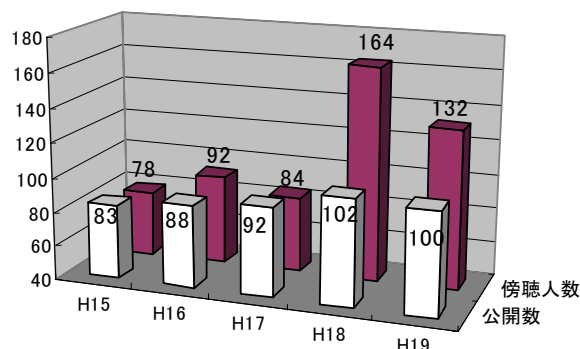
部 局 名	件数
教育委員会	299
総務部	254
企画調整部	223
健康福祉部	200
市民経済部	142
建設部	106
環境部	111
市長室	59
勝川地区総合整備室	23
下水道部	20
消防本部	18
財政部	13
春日井市議会	16
市民病院	8
水道部	17
監査委員	12
計	1521

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

平成15年～19年度に公開で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図8のとおりです。

図8 公開数・傍聴人数の推移

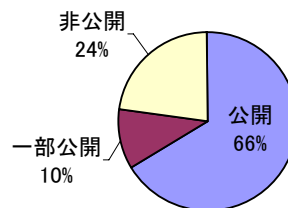


2 公開・非公開の決定状況

平成19年度における会議の公開・非公開の決定状況は、72の附属機関等のうち公開43、一部公開7、非公開15、未決定8です。

決定を行った会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、76%です。

図9 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報を扱うため（表彰審査委員会、障害程度区分判定審査会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）、審議・検討等に関する情報のため（行政評価委員会、開発事業紛争調停委員会）、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされているため（情報公開・個人情報保護審査会）等となっています。

資料1 平成19年度情報公開実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月2日	請求	市長室 広報広聴課	広報印刷に係る契約書(平成15年度から平成17年度まで)	「広報春日井」等の印刷製本の単価契約書(平成15年度～平成17年度分)	4月16日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報であって、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため。また、犯罪予防のため。	
2	4月2日	請求	教育委員会 学校教育課	2007.1.1～2007.3.30に春日井市立小中学校校長から提出された非違行為報告書及び関連するすべての文書。	・非違行為に関する速報 ・非違行為について(伺) ・教員の処分について(協議) ・教員の処分について(通知) ・教員の処分について ・非違行為に関する速報 ・非違行為について(伺) ・教員の処分について(内申) ・教員の処分について(通知)	5月9日	一部開示	所属学校名、学校長名、学校長職印、教頭名、教頭の印影、氏名、生年月日、年齢、採用年月日、勤務年数、現所属発令年月日、性別、生徒氏名、クラス名、生徒年齢、学校教育目標、印影、校務分掌、その他個人を特定できる部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
					非違行為について(伺)の内の年次休暇処理簿、出勤簿	5月9日	不開示	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長	
3	4月2日	申出	教育委員会 総務課	1990年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1952年度分～1954年度分の保存文書すべて	1990年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 1952年度分～1954年度分の保存文書すべて	5月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
4	4月6日	請求	財政部 管財契約課	平成19年3月20日入札執行の物件 総務部総務課の(リソー)印刷機消耗品指定物品のインク・マスターの単価契約 入札に関する仕様書及び契約書入札結果調書の開示請求を致します	インク(リソー用その1)及びインク(リソー用その2)の単価契約仕様書、単価契約書、入札結果調書(平成19年3月20日入札のリソーRP370、リソーRZ970関係) マスター(リソー用その1)及びマスター(リソー用その2)の単価契約仕様書、入札結果調書(平成19年3月20日入札のリソーRP370、リソーRZ970関係)	4月13日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため。また、犯罪予防のため。	
					マスター(リソー用その1)及びマスター(リソー用その2)の単価契約書(平成19年3月20日入札のリソーRP370、リソーRZ970関係)	4月13日	不開示 (不存在)	不存在	入札が不調に終わり、当該契約書を作成していないため。		
					マスター(リソー用その1)及びマスター(リソー用その2)の単価契約書(平成19年3月20日入札のリソーRP370、リソーRZ970関係)	4月13日	不開示 (不存在)	不存在	入札が不調に終わり、当該契約書を作成していないため。		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
5	4月6日	請求	教育委員会 総務課	平成19年3月16日入札執行の物件 出川小学校・丸田小学校設置の一体型自動印刷機の賃貸借契約書の開示請求を致します			取下げ				
6	4月9日	申出	建設部 建築指導課	平成19年2月1日から平成19年3月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書位置図(※位置の特定できるものであれば住宅地図等でも可)。変更がある場合は、変更分も含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図(平成19年2月1日から平成19年3月31日までの工事完了分、ただし個人情報を除く)	4月20日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
7	4月13日	申出	建設部 道路課	春日井市(請求日現在には、春日井市となっている自治体も含む)が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために契約した法定外公共物譲与申請に伴う特定作業業務委託契約により取得した成果品の内、 ①国有財産特定図面 ②国有財産特定図面位置配置図 ③国有財産一覧表を含む電磁的記録一式。	春日井市法定・法定外公共物譲与申請書作成業務委託に係る(1)国有財産特定図面、(2)国有財産特定図面位置配置図、(3)国有財産一覧表、の電磁的記録	4月24日	不開示 (不存在)		不存在	開示申出に係る公文書については、電磁的記録としては取得・保有していないため	
8	4月16日	申出	農業委員会 (市民経済部農政課)	平成19年3月1日から19年3月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)。	平成19年第4回春日井市農業委員会総会議案(農地法第4条・第5条の届出関係分 届出期間:平成19年3月1日から平成19年3月31日まで)	4月25日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
9	4月18日	申出	建設部 建築指導課	平成18年12月1日から平成19年1月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面、3面(平成18年12月1日から平成19年1月31日までに確認がおりた分)	5月31日	全部開示				期間延長
					建築計画概要書の2面、3面(平成18年12月1日から平成19年1月31日までに確認がおりた分)先回の残り分	7月2日	全部開示				期間延長
10	4月20日	申出	建設部 都市政策課	建築物の新築届の請求について「原則」平成18年12月1日から平成19年3月31日までに届出のあった春日井市住居表示に関する条例3条同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)※1を請求します。 ※1 移動届に住居番号と地番が明記されている場合→位置配置図は不要です。 住居番号のみの場合→建物の所在を特定する地図(位置配置図)又は当該建物の住居表示台帳を共に請求します。	建物等異動届出書(浅山・桃花源地区)平成18年12月1日～19年3月31日	4月27日	一部開示	氏名及び印影	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
11	4月25日	申出	建設部 都市整備課	春日井大留上土地区画整理事業計画書一式 現況図、計画図についてはカラーコピー	春日井都市計画事業春日井大留上土地区画整理 事業事業計画書	5月7日	全部開示				
12	4月26日	申出	建設部 道路課	平成元年4月に行なわれた東山町字平橋2313- 23、2313-17、2313-54に係る境界立会い申請書 一式	春日井市東山町字平橋2313-23、2313-17、2313- 54の土地に係る道路境界確認申請書及び現地確 認報告書一式	5月10日	一部開示	申請人の職印、委 任者及び隣地所 有者の住所、氏 名、印影	条例第7条 第2号、第3 号及び第4 号に該当	条例第7条第2号及び第4号に該当 (理由)委任者及び隣地所有者の住 所、氏名、印影は個人に関する情報 であって、特定の個人を識別するこ とができるため。なお、これらの情報は 同号ただし書きアの公表情報には該 当しない。また、印影に関しては、公 にすることにより犯罪の予防に支障を 及ぼすおそれがあるため。 条例第7条第3号及び第4号に該当 (理由)申請人の職印は、事業を営む 個人の当該事業に関する内部管理 情報であること及び犯罪防止のため。	
13	5月2日	請求	企画調整部 企画課	第5回市総合計画審議会(4/26)の非公開とした理 由を文書で示されたし	総合計画審議会の会議に係る公開・非公開の決定 の報告について(何)	5月11日	全部開示				
14	5月11日	請求	総務部 総務課	庁舎1、2階のカウンター前の接見用の椅子及び椅子 平成19年3月に更新されていますが、これは入 札又は見積で調達されたのか、入札又は見積か この物件に関する仕様書、参加業者個々の入札書・ 見積書、落札者名・商品名・製品名・商品番号の分 かる明細書の開示請求を致します(入札結果調査)	・請求及び見積書(平成17年10月27日請負トコス チール会議チェア等) ・請求及び見積書(平成18年11月29日請負市民課 前待合イス他) ・請求及び見積書(平成18年12月13日請負庁舎2 階OAチェア他) ・請求及び見積書(平成19年1月10日請負アイス タック(ASK-S(V)))	5月22日	一部開示	従業員の個人印 の印影、法人印の 印影	条例第7条 第2号、第3 号及び第4 号に該当	条例第7条第2号及び第4号該当 (理由)従業員の個人印の印影は、個 人に関する情報であり、特定の個人 を識別することができるため。また、犯 罪予防のため。 条例第7条第3号及び第4号該当 (理由)法人印の印影は、法人の内 部管理情報であり、法人の正当な利 益を害するおそれがあるため。また、 犯罪予防のため。	
					平成17年10月から平成19年1月にかけて庁舎1、2 階のカウンター前に設置した接客用椅子及び談話 用椅子の購入等に係る仕様書	5月22日	不開示 (不存在)	不存在	不開示請求に係る物品の購入等につ いては、春日井市契約規則第26条の 規定により随意契約によることができ る契約であることから入札を実施して いないところ、見積書の徴収に当たっ ては、仕様書によらず、対象となる物 品の品名、品番等を口頭により事業 者に提示していることから、仕様書 を作成しておらず、公文書として保有 していないため。		
15	5月16日	請求	財政部 市民税課	自動車臨時運行許可申請書(兼台帳)(申請期間 平成17年10月1日から平成18年5月26日まで申請 者〇〇の分)車名ニッサン車体番号〇〇〇〇-〇 〇〇〇〇)	自動車臨時運行許可申請書(兼台帳)(申請期間 平成17年10月1日から平成18年5月26日まで申請 者〇〇の分)車名ニッサン車体番号〇〇〇〇-〇 〇〇〇〇)	5月25日	不開示 (不存在)		不存在	不開示請求のあった公文書について調 査した結果、該当申請書が存在しな いため。	
16	5月21日	請求	建設部 都市緑化植物園	春日井市都市緑化植物園設置の複写機について 契約日平成14年4月1日・満了日19年3月31日(賃 貸借レンタル)この物件の延長契約書の開示請求 を致します この物件は非常にコスト高であるにも拘らず契約延 長は何故なのか、一市民として非常に疑問に思わ れます(別紙の通り)	平成19年度複写機賃貸借契約書	5月31日	一部開示	法人の印影	条例第7条 第3号及び 第4号に該 当	法人の内部管理情報保護及び犯罪 予防のため	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
17	5月21日	申出	消防本部 予防課	春日井市に現存する<別紙>の建築物の名称・所在地番、建築面積(床面積、戸数でも可)、高さ(階数でも可)、建築年月日(S56年以前か以降かでも可)の一覧(平成19年4月1日現在)及びその所在地図。名称・所在地番等については電磁的記録、地図についてはデジタル地図又は緯度・経度情報を希望。	消防情報システムから抽出した消防法施行令別表第1第4項から第6項まで、第13項イ、第16項イ及びロ、第16項の2並びに第18項に掲げる防火対象物の名称・所在地番、建築面積及び階数	5月30日	全部開示				
				<別紙> 春日井市消防局予防システムから平成19年4月1日現在の以下の請求項目を抽出したデータファイル(電磁的記録)(別表略)	消防情報システムから抽出した消防法施行令別表第1第4項から第6項まで、第13項イ、第16項イ及びロ、第16項の2並びに第18項に掲げる防火対象物の建築年月日、デジタル地図(所在地)、緯度経度情報	5月30日	不開示 (不存在)	不存在	開示申出に係る当該公文書を保有していないため		
18	5月23日	申出	農業委員会 (市民経済部農政課)	平成19年4月1日から19年4月30日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)。	平成19年第5回春日井市農業委員会総会議案(農地法第4条・第5条の届出関係分 届出期間:平成19年4月1日から平成19年4月30日まで)	6月1日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
19	5月24日	請求	市民経済部 農政課	廻間を明るくする会の協定書及び、活動計画一式	保全向上活動に関する協定書、「廻間を明るくする会」活動組織構成員一覧表・「廻間を明るくする会」活動組織代表等一覧表	6月6日	一部開示	団体の代表者の印影、団体構成員の氏名(代表者名を除く)及び住所	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	条例第7条第3号及び第4号に該当(理由)団体の代表者の印影については、法人の内部管理情報保護及び犯罪予防のため 条例第7条第2号に該当(理由)団体構成員の氏名(代表者名を除く)及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	
				廻間地域保全向上活動組織規約、活動計画、位置図、対象農用地面積の内訳、活動指針チェック表	6月6日	全部開示					
20	6月4日	申出	建設部 建築指導課	平成19年4月1日から平成19年5月31日までに工事が完了した物件中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書(開発地域の名称地番に別紙がある場合は別紙も含む)位置図(※位置の特定できるものであれば住宅地図等でも可)。変更がある場合は、変更分も含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図(平成19年4月1日から平成19年5月31日までの工事完了分、ただし個人情報を除く)	6月15日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
21	6月8日	申出	建設部 都市政策課	平成19年4月1日から平成19年5月31日までに届出のあった建物等異動届出書(住居番号・土地地番のわかるもの)*氏名及び印鑑は不要です。	建物等異動届出書(浅山・桃花源地区)平成19年4月1日～平成19年5月31日	6月18日	不開示 (不存在)	不存在	不存在	開示申出に係る公文書の届出がなく保有していない。	
22	6月18日	請求	教育委員会 総務課	1952年度～2001年度の教育委員会会議録が存在することを示す文書	教育委員会会議録保存状況調	8月1日	全部開示				期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
23	6月21日	請求	教育委員会 学校教育課	「学力テスト」の小学校での実施に伴って、番号制にしなかった経緯、理由のわかる文書	平成19年度全国学力・学習状況調査における個人情報情報の取扱について	8月2日	全部開示				期間延長
					「学力テスト」の小学校での実施に伴って、番号制にしなかった経緯のわかる文書	8月2日	不開示 (不存在)	不存在	「学力テスト」の小学校での実施に伴って、番号制にしなかった経緯を示す文書は作成していない。よって、春日井市情報公開条例第11条第2項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長	
24	6月21日	請求	教育委員会 総務課	教育委員会議事録「学力テスト」に関するもの(平成18年度以降のもの)			取下げ				
25	6月21日	請求	教育委員会 学校教育課	市内の小中学校のプール清掃について ・プール清掃を業者委託した学校数・費用 ・プール清掃時に起きた生徒の事故(けが)の数	災害報告書	8月2日	一部開示	児童生徒氏名、学年、生年月日、性別、保護者氏名、学校所在地、学校名、学校長名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
					市内の小中学校のプール清掃について、プール清掃を業者委託した学校数・費用	8月2日	不開示 (不存在)	不存在	春日井市内の小中学校のプールの清掃については、業者への委託は行っていない。よって、春日井市情報公開条例第11条第2項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長	
26	6月21日	請求	教育委員会 学校教育課	市内小中学校の勤務時間の割り振り表(始業、終業、休憩、打合せ時間がわかるもの)	週の計画及び日課表	8月2日	全部開示				期間延長
27	6月21日	請求	教育委員会 学校教育課	教育委員会として「学力テスト」結果公表についての方針がわかる文書	教育委員会として「学力テスト」の結果公表についての方針がわかる文書	8月2日	不開示 (不存在)		不存在	「学力テストの結果公表」について、教育委員会の方針が決まっていないため、開示請求に係る公文書を作成していない。よって、春日井市情報公開条例第11条第2項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長
28	6月26日	申出	農業委員会 (市民経済部農政課)	平成19年5月1日から19年5月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)。	平成19年第6回春日井市農業委員会総会議案(農地法第4条・第5条の届出関係分 届出期間:平成19年5月1日から平成19年5月31日まで)	7月3日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
29	7月3日	請求	市民病院管理課	件名 印刷機の賃貸借(管理課印刷室) 場所 春日井市民病院 入札執行日 平成19年5月31日 この物件の納入品のメーカー名 機器の品名 品番 この機器に関する消耗品 マスター インクの品名 品番 購入価額 容量の分かる 書類の開示請求をいたします	賃貸借契約書(印刷機の賃貸借(管理課印刷室)) 見積書(印刷機用マスター・インク)	7月17日	一部開示	法人の代表者印の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報及び犯罪予防のため	
30	7月9日	請求	教育委員会 学校教育課	1 春日井市立岩成台中、坂下中、牛山小教員の2006年度の研修承認申請書及び研修結果報告書 2 2006年度、春日井市立小中学校長が提出した「教職員評価制度による評価実践報告書」	平成18年度春日井市立岩成台中学校、坂下中学校、牛山小学校の研修承認申請書	8月22日	一部開示	自宅・個人の携帯電話の電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
					平成18年度春日井市立岩成台中学校、坂下中学校、牛山小学校の研修結果報告書	8月22日	一部開示	児童生徒氏名、児童生徒所属学校名、その他の氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
					教職員評価制度による評価実施報告書(指定校以外)<平成18年度>	8月22日	一部開示	個人の内容を述べている部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
31	7月10日	請求	総務部 総務課	平成18年度春日井市開発事業紛争調停委員会議事録	平成18年春日井市開発事業紛争調停委員会議事録	7月12日	全部開示				
32	7月12日	請求	建設部 建築指導課	平成18年3月20日 あっせん申出書の記録(〇〇に関すること。)	〇〇が春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき提出された事業計画に係るあっせん1回議事録及びあっせん2回議事録	7月26日	一部開示	個人名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
33	7月12日	申出	勝川地区総合整備室 事業課	平成18年8月1日から平成19年6月30日までに確定した(公告された)、土地区画整理法第86条、第87条の換地計画に於ける換地計画認可時の換地計画図(換地確定図があればその確定図)及び位置図。	春日井都市計画事業勝川駅前土地区画整理事業・施行地区位置図 ・換地図(整理後)	7月23日	全部開示				
34	7月13日	請求	総務部 総務課	平成19年6月議会において出席参与が提案理由説明時に使用した文書(読みあげげんこう)	平成19年6月議会において出席参与が提案理由説明時に使用した文書(読み上げ原稿)	7月27日	不開示(不存在)		不存在	開示請求に係る公文書は、作成取得していない。また、開示請求者が開示請求する文書は、議会出席参与個人が議場で説明を行うためのみに作成したものであり、実施機関において共有されるなど組織的に用いられる文書ではないため、春日井市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書には該当しない。よって、開示請求に係る公文書は存在しない。	異議申立て

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
35	7月13日	請求	議会事務局 議事課	平成15年第3回定例会開催中の委員会の会議録一切	平成15年第3回定例会開催中の総務委員会会議録、文教経済委員会会議録、建設委員会会議録	7月27日	全部開示				
36	7月26日	申出	建設部 建築指導課	平成19年2月1日から平成19年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書(平成19年2月1日から3月31日までに確認がおりた分の2面、3面)	9月7日	全部開示				期間延長
37	7月30日	申出	下水道部 河川排水課	以下の各項に関する文書、関係書類のすべて。 ・庄内川流域設置排水機場の占用許可、操作管理規定 ・同上排水機場の2000.9.11～12日の運転記録および外・内水位 ・同上排水機場の ①2000.9.12までの運用に関する協定書 ②2000.9.12以後の運用に関する協定書および操作に関する検討事項	大留ポンプ場、上条暫定ポンプ場、南部ポンプ場、勝西ポンプ場に関する以下の文書 ・占用許可書 ・操作管理規程他 ・2000.9.11～12運転記録(勝西ポンプ場除く) ・庄内川排水ポンプ場運転調整検討会資料(第4回分)	8月13日	全部開示				
					大留ポンプ場、上条暫定ポンプ場、南部ポンプ場、勝西ポンプ場に関する以下の文書 ・2000.9.11～12運転記録(勝西ポンプ場) ・庄内川排水ポンプ場運転調整検討会資料(第1回～第3回分) ・2000.9.12までの運用に関する協定書	8月13日	不開示 (不存在)	不存在	1、2 保存期間経過し、文書が廃棄済の為。 3 ポンプ運転に関する協定は締結していない為。		
38	7月30日	申出	農業委員会 (市民経済部農政課)	平成19年6月1日から19年6月30日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)。	平成19年第7回春日井市農業委員会総会議案(農地法第4条・第5条の届出関係分 届出期間:平成19年6月1日から平成19年6月31日まで)	8月7日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
39 ～ 86	7月31日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
87 ～ 134	7月31日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
135 ～ 182	8月2日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
183	8月3日	申出	建設部 建築指導課	平成19年6月1日から平成19年7月31日までに工事が完了した物件中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書(開発地域の名称地番に別紙がある場合は別紙も含む)位置図(※位置の特定できるものであれば住宅地図等でも可)。変更がある場合は、変更分も含む。 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図(平成19年6月1日から平成19年7月31日までの工事完了分、ただし個人情報を除く)	8月15日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
184 ～ 231	8月3日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
232 ～ 279	8月6日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
280 ～ 327	8月7日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
328 ～ 375	8月8日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	8月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
376	8月13日	請求	議会事務局 議事課	平成15年第4回、5回及び平成16年第1回の定例会の開催中のすべての委員会の会議録	平成15年第4回、5回及び平成16年第1回の定例会開催中の総務委員会会議録、文教経済委員会会議録、厚生委員会会議録、建設委員会会議録	8月24日	全部開示				
377	8月13日	申出	建設部 都市政策課	請求事項:建築物の新築届の請求について平成19年6月1日から平成19年7月31日までに届出のあった春日井市住居表示に関する条例第3条同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)※1を請求します。 ※1 移動届に住居番号と地番が明記されている場合→位置配置図は不要です。 住居番号のみの場合→建物の所在を特定する地図(位置配置図)又は当該建物の住居表示台帳を共に請求します。	建物等異動届出書(浅山・桃花源地区)平成19年6月1日～平成19年7月31日	8月17日	不開示 (不存在)		不存在	開示申出に係る公文書の届出がなく保有していない。	
378 ～ 425	8月15日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月27日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
426 ～ 473	8月16日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月27日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
474 ～ 521	8月17日	申出	教育委員会 総務課	1954年～2001年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和29年～平成13年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月27日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
522 ～ 569	8月20日	申出	教育委員会 総務課	1954年～2001年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和29年～平成13年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月27日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
570	8月21日	請求	議会事務局 議事課	1 市議会文教委員会 2 " 建設委員会 3 " 総務委員会 における配布資料(平成19年8月開催分)	市議会文教経済委員会、建設委員会、総務委員会における配布資料(平成19年8月開催分)	8月24日	全部開示				
571	8月22日	請求	財政部 管財契約課	中切町3丁目3番1の工業用地売却に関する書類一式	<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市土地開発公社所有の土地譲受けの申出について(伺) ・公社保有地処分依頼書 ・6月1日号広報原稿の掲載について(伺) ・中切町地内工業用地に係る製造業者の選定について(伺) ・春日井市公有地取得等審査会委員の任命について(伺) ・春日井市公有地取得等審査会の開催について(伺) 	9月5日	全部開示				
					<ul style="list-style-type: none"> ・中切町工業用地取得に係る提案参加業者 ・工業用地取得に係る提案参加申込書(東栄株式会社分) ・中切町工業用地取得に係る提案の審査結果について(報告) ・中切町工業用地取得に係る提案の審査結果通知について(伺) 	9月5日	一部開示	1 提案が不採用となった法人の名称、本社所在地、業種及び主な生産品、従業員数、資本金、自己資本比率、売上高、営業利益、経常利益、純利益、前期比、鑑定金額 2 提案が採用された法人の従業員数、自己資本比率、売上高、営業利益、経常利益、純利益、前期比 3 従業員の氏名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	1 条例第7条第3号及び第4号に該当 (理由)当該工業用地売却の公募に参加したという事実は、経営戦略上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため。 2 条例第7条第3号及び第4号に該当 (理由)法人の取引上、金融上の内部情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため。 3 条例第7条第2号に該当 (理由)特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
					<ul style="list-style-type: none"> ・提案が不採用となった法人の「工業用地取得に係る提案参加申込書」 ・提案書 	9月5日	不開示		条例第7条第3号及び第4号に該当	1 当該工業用地売却の公募に参加したという事実は、経営戦略上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため。 2 法人の取引上、金融上の内部情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため。	
572 ～ 619	8月27日	申出	教育委員会 総務課	1954年～2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和29年～平成13年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月27日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
620	9月10日	請求	議会事務局 議事課	平成19年6月定例会開催中の会議録一切	平成19年第3回の定例会開催中の文教経済委員会会議録、厚生委員会会議録、建設委員会会議録、総務委員会会議録	9月18日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
621	9月19日	請求	教育委員会 学校教育課	平成19年度4月以降の市校長会議事録	校長会議記録(平成19年度4月～9月)	11月2日	全部開示				期間延長
622 ～ 669	9月19日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
670 ～ 717	9月19日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
718 ～ 765	9月19日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
766	10月1日	請求	財政部 財政課	平成17年度及18年度の宝くじに関する一切文書	平成17年度及び平成18年度における財団法人愛知県市町村振興協会からの市町村振興宝くじの収益金を財源とした交付金に関する書類 ・財団法人愛知県市町村振興協会基金交付金の交付について(通知) ・基金交付金決定通知書(平成17年度) ・平成17年度財団法人愛知県市町村振興協会基金交付金の支払申請及び事業計画書の提出について(同) ・新宝くじ交付金決定通知書(平成17年度) ・平成17年度財団法人愛知県市町村振興協会新宝くじ交付金の支払申請及び事業計画書の提出について(同) ・平成18年度財団法人愛知県市町村振興協会新宝くじ交付金交付予定額について(通知) ・平成18年度財団法人愛知県市町村振興協会基金交付金交付予定額について(通知) ・第100回理事会の議決事項の送付について(送付) ・平成17年度財団法人愛知県市町村振興協会会費の決定について ・平成17年度財団法人愛知県市町村振興協会会費について(通知) ・平成17年度財団法人愛知県市町村振興協会会費の確認書の提出について(同) ・基金交付金決定通知書(平成18年度) ・財団法人愛知県市町村振興協会基金交付金の交付について(通知) ・平成18年度財団法人愛知県市町村振興協会基金交付金支払申請書及び事業計画書の提出について(同) ・平成18年度財団法人愛知県市町村振興協会会費の決定について ・平成18年度財団法人愛知県市町村振興協会会費について(通知) ・平成18年度財団法人愛知県市町村振興協会会費の確認書の提出について(同) ・新宝くじ交付金決定通知書(平成18年度) ・平成18年度財団法人愛知県市町村振興協会新宝くじ交付金支払申請書及び事業計画書の提出について(同) ・平成19年度財団法人愛知県市町村振興協会基金交付金交付予定額について(通知) ・平成19年度財団法人愛知県市町村振興協会新宝くじ交付金交付予定額について(通知)	10月9日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
767 ～ 814	10月2日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
815 ～ 862	10月2日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
863 ～ 910	10月2日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
911 ～ 958	10月2日	申出	教育委員会 総務課	1953年～2000年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	昭和28年～平成12年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	11月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外	期間延長
					(選定委員会関係書類等) ・採点集計書 (審査書類等) ・申請書類一覧(選考されなかった法人分) ・認可保育園設置並びに運営事業者選定申請書(全法人分) ・誓約書(全法人分) ・応募理由等(A、C、D、E、F、G法人分) ・施設整備に必要な額(概算)の資金調達(様式)(全法人分) ・職員の資質向上のための教育及び研修(E、F法人分) ・障害を持っている児童等への保育(C、G法人分) ・施設パンフレット等(選考されなかった法人分) ・利用者からの要望等に対する対応(G法人分) ・保育理念、保育目標(G法人分) ・職員配置の方針(B、E、G法人分) ・地域における子育て支援拠点としてのあり方(E、G法人分) ・虐待などの対応(E法人分) ・園庭及び屋外施設についての別添資料 ・園舎及び屋内施設について(F法人分) ・園庭及び屋外施設について(G法人分)	10月25日	一部開示	・採点集計書の委員の氏名 ・選考されなかった法人の所在地及び名称、代表者名 ・法人の印影及び法人の代表者の印影 ・関連法人の名称等 ・自己資金額及び借入金額 ・資金調達先寄付金額、その他の額、利率、償還期間 ・選考されなかった法人を特定しうる情報が記載された部分	条例第7条第3号及び第4号、第6号に該当	条例第7条第6号に該当 (理由)採点集計書の委員の氏名は、公にすることにより、将来同種の選定委員会において、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 条例第7条第3号及び第4号に該当(理由)法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	
959	10月4日	請求	健康福祉部 保育課	認可保育園の設置並びに運営事業者の公募に関する書類一式	(選定委員会関係書類等) ・春日井市保育園事業者選定委員会設置要綱 ・春日井市保育園事業者選定委員会委員名簿 ・審査基準 ・第1回春日井市保育園事業者選定委員会議事要旨及び会議資料 ・第2回春日井市保育園事業者選定委員会議事要旨及び会議資料 (審査書類等) ・応募理由等(B、H法人分) ・保育理念、保育目標(A、B、C、D、E、F、H法人分) ・障害を持っている児童等への保育(A、B、D、E、F、H法人) ・地域における子育て支援拠点としてのあり方(A、B、C、D、F、H法人分) ・食育への取り組み(全法人分) ・虐待などの対応(A、B、C、D、F、G、H法人分) ・利用者からの要望等に対する対応(A、B、C、D、E、F、H法人分) ・危機管理体制(全法人分) ・職員配置の方針(A、C、D、F、H法人分) ・職員の資質向上のための教育及び研修(A、B、C、D、G、H法人分) ・事業者提案による保育事業(A、B、E、H法人分) ・園舎及び屋内施設について(A、B、C、D、E、G、H法人分) ・園庭及び屋外施設について(A、B、C、D、E、F、H法人分) ・施設整備等に必要額(概算)(全法人分) ・様式6(4-3)(A、B、D、E、F法人分) ・様式6(4-4)(A、B、E、F法人分) ・財務状況を確認する書類(表紙のみ)(D法人分) ・申請書類一覧(H法人分) ・施設パンフレット等(H法人分)	10月25日	全部開示					期間延長
					・施設整備等に必要額の資金調達 ・保育園開園後の収支資金計画書(見込み) ・運営資金の調達見込み ・法人登記簿謄本 ・定款、寄付行為、その他の規約 ・印鑑登録証明書 ・事業所概要(パンフレットを除く) ・市町村税について未納額のない旨を記載した証明書(B、D、G法人分) ・財務状況を確認する書類	10月25日	不開示	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪予防のため			
960	10月5日	請求	議会事務局 議事課	平成19年8月議会各委員会の議事録	・文教経済委員会会議録(平成19年8月16日) ・建設委員会会議録(平成19年8月20日) ・総務委員会会議録(平成19年8月21日) ・新長期ビジョン特別委員会会議録(平成19年8月22日)	10月18日	全部開示					

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
961	10月10日	請求	健康福祉部 保育課	認可保育園の設置並びに運営事業者の公募について選定の経緯が分かる文書	採点集計書	10月24日	一部開示	委員の氏名	条例第7条第6号に該当	委員の氏名は、公にすることにより、将来同種の選定委員会において、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	
					<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市保育園事業者選定委員会設置要綱 ・春日井市保育園事業者選定委員会委員名簿 ・第1回春日井市保育園事業者選定委員会議事要旨及び会議資料 ・第2回春日井市保育園事業者選定委員会議事要旨及び会議資料 		全部開示				
962	10月15日	請求	建設部 建築指導課	平成19年4月1日から平成19年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書(平成19年4月1日から6月30日までに確認がおりた分の2面、3面)	10月29日	全部開示				
963	10月17日	請求	健康福祉部 介護保険課	平成18年度地域包括支援センター運営事業委託料実績報告書(春緑苑分)	平成18年度地域包括支援センター運営事業委託料実績報告書(春緑苑分)	10月30日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の取引上、金融上の内部情報であり、法人の権利益を害するおそれのあるため及び犯罪予防のため	
964	10月23日	請求	総務部 情報政策課	平成19年10月22日付の見積り執行の案件ファクシミリ東部市民センター他11箇所設置の参加各社見積書の開示請求を致します	平成19年10月22日徴収住民情報用ファクシミリ見積書	10月29日	一部開示	法人の代表者印の印影及び法人の印影、従業員の氏名及び印影	条例第7条第2号に該当 (理由) 従業員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため 条例第7条第3号に該当 (理由) 法人の取引上の内部情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第4号に該当 (理由) 犯罪予防のため		
965	10月24日	請求	消防本部 予防課	松戸町地内の産業廃棄物処理施設に関する消防関係届出に関する書類	消防用設備等設置検査結果報告書、発電設備設置届出書、変電設備設置届、指定可燃物貯蔵届出書(設置)、少量危険物貯蔵・取扱い届出書(設置)、炉設置届出書及び名成産業確認内容	11月6日	一部開示	法人の代表社印の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため 犯罪予防のため	
966	10月29日	申出	農業委員会 (市民経済部農政課)	平成19年7月1日から19年9月30日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)。	平成19年第8回から10回までの春日井市農業委員会総会議案(農地法第4条・第5条の届出関係分届出期間:平成19年7月1日から平成19年9月30日まで)	11月9日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
967	11月5日	申出	建設部 都市政策課	建築物の新築届の請求について 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに届出のあった春日井市住居表示に関する条例3条同規則第4条の様式第2号「建物移動届」(位置図共)※1を請求します。 ※1 移動届に住居番号と地番が明記されている場合→位置配置図は不要です。 住居番号のみの場合→建物の所在を特定する地図(位置配置図)又は当該建物の住居表示台帳を共に請求します。	建物等異動届出書 平成19年8月1日～平成19年10月31日	11月12日	一部開示	氏名及び印影	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
968	11月13日	請求	水道部 監理課	水道事業運営研究会資料の内給水収益推計(値上げによる)	給水収益推計	11月30日	全部開示				
969	11月15日	請求	健康福祉部 子ども政策課	子どもの家指定管理者応募の各団体の管理業務計画案 候補者となった団体が選考された理由 当法人が候補者とならなかった理由の判る文書 (松山子どもの家分)	・管理業務計画の案(松山子どもの家指定管理者候補者以外の分) ・採点表 ・第1回春日井市子どもの家指定管理者選定会議議事要旨 ・第2回春日井市子どもの家指定管理者選定会議議事要旨	11月29日	一部開示	法人名その他選考されなかった法人を特定しうる情報が記載された部分	条例第7条第3号に該当	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	
					・春日井市子どもの家指定管理者選定審査基準 ・春日井市子どもの家管理業務計画書(松山子どもの家指定管理者候補者分)	11月29日	全部開示				
970	11月19日	請求	議会事務局 議事課	文教・経済委員会の添付資料 建設委員会 〃 厚生委員会 〃 総務委員会 〃 新長期委員会 〃	・文教経済委員会会議録(平成19年9月13日) ・厚生委員会会議録(平成19年9月14日) ・建設委員会会議録(平成19年9月18日) ・総務委員会会議録(平成19年9月19日)	11月30日	取下げ				
971	11月20日	申出	建設部 建築指導課	平成19年7月1日から19年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書(平成19年7月1日から9月30日までに確認がおりた分の2面、3面)	1月4日	全部開示				
972	11月20日	請求	議会事務局 議事課	平成19年9月議会の各委員会の議事録	・文教経済委員会会議録(平成19年9月13日) ・厚生委員会会議録(平成19年9月14日) ・建設委員会会議録(平成19年9月18日) ・総務委員会会議録(平成19年9月19日)	11月29日	全部開示				
973	11月26日	請求	教育委員会 学校教育課	愛知県教育委員会教員表彰実施要綱に基づき、本年9月、県教育長に提出された「教員表彰候補者調査」等、教育表彰に関するすべての文書	・平成19年度教員表彰候補者の推薦について ・教員表彰候補者調査	12月21日	一部開示	生年月日、郵便番号、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。なお、開示しないこととした部分は、新聞報道等で公表されておらず、同号ただし書きに該当しない。また、同号ただし書きの「公務員の職務遂行に係る情報」に該当するものでもなく、その他同号ただし書きの除外事由のいずれにも該当しないため。	
					・候補者個表 ・愛知県教育委員会教員表彰の実施について(通知)	12月21日	全部開示				
974	11月28日	請求	教育委員会 総務課	執行日平成19年11月14日 件名 ページセッター等 春日井市立小学校此の案件の 仕様明細書 落札物件の明細書の開示請求いたします 追伸 地元業者の保護育成に心掛けていただきたく要望致します		12月6日	取下げ				
975	11月28日	請求	市民経済部 経済振興課	執行日平成19年10月17日 件名 テーブル等 場所勤労福祉会館 此の案件の 仕様明細書 落札物件の明細書の開示請求いたします 追伸 地元業者の保護育成に心掛けていただきたく要望致します	テーブル等仕様書、テーブル等明細書	12月5日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
976	11月29日	申出	建設部 建築指導課	平成19年8月1日から平成19年10月31日までに工事が完了した物件中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書(開発地域の名称地番に別紙がある場合は別紙も含む)・位置図(位置の特定できる物であれば、住宅地区等でも可)。 変更がある場合は、当初の開発行為許可申請書(カガミ部分)・開発行為変更許可申請書(カガミ部分)・変更後の設計説明書。 『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図(平成19年8月1日から平成19年10月31日までの工事完了分、ただし個人情報を除く)	12月12日	一部開示	法人代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
977	11月30日	請求	水道部 監理課	1 一般会計貸付金の契約内容がわかる文書(利率含む) 2 諮問文書(市長からの) 3 水道事業の保有する遊休地一覧	・資金貸借に係る確認書、長期貸付金利息、利息明細書 ・水道事業運営研究会諮問(案) ・遊休地所有状況	12月14日	全部開示				
978	12月10日	請求	総務部 情報政策課	平成19年12月7日に拝見しました春日井市総務部情報政策課執行のFaxのリース入札に関わった保守メンテナンスの各参加者6社の5年間の試算表がありました。此の明細書の開示請求を致します	住民情報用ファクシミリ見積徴収結果	12月21日	一部開示	リース料率及び5年リース合計額	条例第7条第7号に該当	リース料率及びリース合計額は、市の予定価格の算定に関わる情報であって、入札事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	
979	12月11日	請求	市民経済部 農政課	株式会社○○○○代表取締役○○○○の農用地利用計画変更申出書に関連する1件書類	株式会社○○○○代表取締役○○○○の農用地利用計画変更申出書に関連する1件書類		不開示		条例第7条第3号及び第10号該当	本件開示請求は、特定の事業者を指定した農用地利用計画変更届出書の開示請求であり、当該届出書が提出されているか否かを答えるだけで、当該事業者による特定地域への進出計画が明らかになる。こうした特定地域への進出計画は、企業戦略上の重要な内部情報であり、当該情報の存否を答えることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
980	12月11日	請求	市民経済部 農政課	県道内津勝川線から中部大学への進入路の建設に伴う農用地区域外(松本町)に関する1件書類	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用計画変更に係る協議について(伺) ・農用地利用計画変更について(報告) ・農用地利用計画変更について(回答)(建築指導課分) ・農用地利用計画変更について(回答)(尾張中央農業協同組合春日井地区事業本部分) ・農用地利用計画変更について(回答)(尾張中央農業協同組合高蔵寺地区事業本部分) ・農用地利用計画変更の事前調整について(伺) ・農業振興地域整備計画変更の事前調整について(回答) ・農用地利用計画変更申出に対する回答について(伺) ・農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更案の公告について(伺) ・農業振興地域整備計画変更に係る認可申請書の提出について(伺) ・農業振興地域整備計画変更に係る公告・縦覧について(伺) 	12月21日	一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市長及び豊洋コンクリート㈱申請分以外の分に係る申出者・事業計画者・申請者の住所及び氏名、変更する土地の所在地、農用地利用計画変更図、計画図 ・春日井市長申請分以外の分に係る所有者・耕作権者・土地の所有者及び使用収益権者・当該土地の関係農家の氏名・法人印の印影 	<ul style="list-style-type: none"> ①条例第7条第2号に該当 ②条例第7条第3号及び第4号に該当 	①申出者・事業計画者・申請者の住所及び氏名、変更する土地の所在地、農用地利用計画変更図、計画図、所有者・耕作権者・土地の所有者及び使用収益権者・当該土地の関係農家の氏名は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報が記録されているため。 ②法人印の印影は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。また犯罪防止のため	
981	12月11日	請求	市民経済部 農政課	農業振興地域整備計画図(市域全体の農業振興地域と農用地区域のわかるもの)	春日井農業振興地域整備計画図	12月21日	全部開示				
982	12月17日	請求	建設部 建築指導課	開発許可申請書19春建第5-10号のうち土地利用計画図(変更前、変更後)検査済書公告	開発許可申請書(19春建第5-10号)のうち土地利用計画平面図(変更後)	12月26日	一部開示	設計者の印影	条例第7条第4号に該当	犯罪予防のため	
					開発許可申請書(19春建第5-10号)のうち、開発行為に関する工事の検査済証、公告、土地利用計画平面図(変更前)	12月26日	全部開示				
983	12月18日	請求	環境部 環境政策課	平成19年11月3日名成産業が起こした事故報告書(名成産業から春日井市へ提出された文書)			取下げ				
984	12月20日	請求	消防本部 通信指令室	平成19年10月9日(火)午前0時から午後12時までの春日井市内津町最寄の観測点における「下記①②に従って気象観測データの数値が記載された公文書」 ①記載型式:「時報/10分間隔」 ②記載事項: ア 気温及び湿度(相対・実効) イ 雨量(10分積算・時間積算・日積算) ウ 風速及び風向(平均・最大瞬間)	気象時報(観測日 平成19年10月9日 観測場所 春日井市消防署東出張所)	12月26日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
985	12月27日	請求	教育委員会 学校教育課	全国学力調査結果に関するすべての文書。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて(通知) ・平成19年度全国学力・学習状況調査の愛知県における調査結果の取扱いについて(通知) ・議題5 全国学力・学習状況調査の取扱いについて(平成19年度9月定例教育委員会資料) ・全国学力・学習状況調査に関する連絡事項(通知) ・平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について(通知) ・「全国学力・学習状況調査愛知県版分析プログラム」の配布について(依頼) ・「全国学力・学習状況調査愛知県版分析プログラム」機能アップに向けてのアンケート実施について(依頼) ・調査結果に関する補足説明(教育委員会用)【小学校用】 ・調査結果に関する補足説明(学校用)【小学校用】 ・平成19年度解答類型 ・調査結果に関する補足説明(教育委員会用)【中学校用】 ・調査結果に関する補足説明(学校用)【中学校用】 ・平成19年度解答類型 ・分析プログラムの活用の手引 ・「全国学力・学習状況調査」の結果について 	2月8日	全部開示				期間延長
					<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度全国学力・学習状況調査 ・調査結果概況(春日井市) ・設問別調査結果(春日井市) ・類型別調査結果(春日井市) ・回答結果集計[児童・生徒質問紙](春日井市) ・回答結果集計[学校質問紙](春日井市) ・実施概況(春日井市) ・回答状況[学校質問紙](春日井市) ・クロス集計表[児童・生徒質問紙-教科] ・所管学校の調査結果(CD-ROM)解除パスワード一覧 ・愛知県版分析プログラム市町村分析ツール 小・中学校用 	2月8日	不開示		条例第7条第7号に該当	本調査は、県内の他市でも実施されており、市全体の調査結果を開示することは本市を含め県内の市の地域間の序列化を助長し、過度の学力競争をおおる結果になりやすく、上記と同様の理由により学力・学習状況調査の本来の主旨から逸脱するおそれがあるため。また、参加校からの協力が得られなくなり、ひいては正確な情報が得られなくなり、調査の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
					平成19年度全国学力・学習状況調査 ・調査結果概況(各学校) ・設問別調査結果(各学校) ・類型別調査結果(各学校) ・回答結果集計(児童・生徒質問紙)(各学校) ・解答状況(個人) ・回答状況「児童・生徒質問紙」(個人) ・愛知県版分析プログラム校内分析ツール小・中学校用	2月8日	不開示		条例第7条第2号及び第7号に該当	条例第7条第7号に該当 学校別の調査結果を開示することは、学校間の序列化を助長し、過度の学力競争をあおる結果になりやすく、学力・学習状況調査の本来の目的である「教育および教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」という本来の主旨から逸脱するおそれがあるため。また、参加校からの協力が得られなくなり、ひいては正確な情報が得られなくなり、調査の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため。 条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	異議申立て
986	1月23日	請求	消防本部 予防課	浅山町地内に建築中のケアセンターに関する図書			取下げ				
987	1月24日	請求	健康福祉部 子ども政策課	松原子どもの家実施および高座小学校区の子どもの家未実施が決定する際に行なわれた、子ども政策課、教育委員会、松原小学校、高座小学校相互の会議日程および内容が分かる書類一式。	・春日井市子どもの家条例の一部改正について(伺) ・春日井市子どもの家条例の一部改正議案について(伺) ・平成19年度整備予定校試算表 ・平成20年度整備予定校試算表 ・小学校校地・校舎平面図(高座小学校、松山小学校、松原小学校、小野小学校、北城小学校、上条小学校、山王小学校、鷹来小学校) ・航空写真(高座小学校、松山小学校、松原小学校、小野小学校、北城小学校、上条小学校、山王小学校、鷹来小学校2校) ・子どもの家利用アンケート(平成18年11～12月実施)「平成19年度の1年生～3年生の保護者」 ・子どもの家利用アンケート(平成18年11～12月実施)「平成20年度の1年生～3年生の保護者」 ・児童推計 ・子どもの家利用アンケート集計結果 ・平成19年度児童数(1～3年生) ・春日井市子どもの家開設状況 平成19年4月1日現在	2月7日	全部開示				
				松原子どもの家実施および高座小学校区の子どもの家未実施が決定する際に行なわれた、子ども政策課、教育委員会、松原小学校、高座小学校相互の会議日程がわかる書類		2月7日	不開示 (不存在)	不存在		開示請求に係る公文書のうち、会議日程が分かる書類については、作成、保有してないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
988	1月29日	申出	総務部 総務課	H19年度情報公開・個人情報保護審査会議事録(異議申立に係るもの)	平成19年度第5回情報公開・個人情報保護審査会議事録	2月5日	一部開示	異議申立人の氏名及び異議申立人の私的活動に関する記述部分	条例第7条第2号に該当	異議申立人の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。異議申立人の私的活動に関する記述部分は、当該記述部分のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。	
					平成19年度第2回～4回、6回、7回情報公開・個人情報保護審査会議事録	2月5日	全部開示				
989	1月30日	申出	建設部 建築指導課	平成19年10月1日から19年12月31日までに確認の おきた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可 能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面、3面(平成19年10月1日か ら12月31日までに確認がおきた分の2面、3面)	3月14日	全部開示				期間延長
990	2月1日	申出	総務部 情報政策課	平成19年度春日井市統合型地理情報システム開 発委託プロポーザル評価結果採点表及び第一位 事業者のプロポーザルにおける提案書の内の機能 調査票	平成19年度春日井市統合型地理情報システム開 発委託プロポーザル評価結果採点表及び第一位 事業者のプロポーザルにおける提案書の内の機能 調査票	2月7日	全部開示				
991	2月4日	請求	財政部 市民税課	平成20年の確定申告、市民税申告に係る短期のレ ンタル複写機 別紙の通り 平成20年2月の各見積り参加者の各見積書の開 示請求を致します。 参加業者名 機器の品番 品名 見積り金額 何人が拝見致しましても良く分かる文書でお願い いたします。	複写機賃借見積書(市役所11階及び勤労福祉会 館2階会議室設置分)	2月18日	一部開示	法人の代表者印 の印影	条例第7条 第3号及び 第4号に該 当	法人の代表者印の印影は法人の内 部情報であり、法人の正当な利益を 害するおそれがあるため。また、犯罪 予防のため。	
992	2月4日	請求	議会事務局 議事課	復命書(H19年度海外行政調査) 海外行政調査、旅費明細書	・復命書(H19年度海外行政調査) ・海外行政調査にかかる収支報告書	2月15日	全部開示				
					昭和49年度春日井市農業振興地域整備促進協議 会委員の委嘱について(伺い)	3月12日	一部開示	春日井市農業振 興地域整備促進 協議会委員の住 所、生年月日及び 電話番号	条例第7条 第2号に該 当	個人に関する情報であって、特定の 個人を識別することができるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
993	2月7日	申出	市民経済部 農政課	春日井農業振興地域整備計画(昭和50年3月4日当初決定・平成12年9月5日変更決定)に係る1件書類(計画書・図面(農業振興区域図・農用地区区域図・高坂北部地区(受益地C-4)の農用地区域詳細図・整備計画図書(付図2号①②③などの詳細も併せて)))。	1 昭和50年3月4日 当初決定分 ・農業振興地域調整会議の開催について(伺)49.5.1 ・農業振興地域整備促進について(通知) 県尾張事務所長 48.4.26 ・農業振興地域整備促進協議会の開催について(伺)49.5.8 ・農業振興地域制度のあらまし ・農業振興地域制度に関する説明会の開催について(伺) ・農業振興地域制度説明会開催に伴う出席依頼について(伺) ・農業振興地域制度事務推進計画 49.5.7 ・農業振興地域整備計画の推進について(名古屋農地開発) ・農業振興地域整備促進協議会の開催について(伺)49.6.28開催 ・農業振興地域調整会議の開催について(伺)49.6.25開催 ・農業振興地域整備促進協議会(資料)49.6.28 ・農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画案の公告、縦覧について ・農業振興地域整備計画案の公告、縦覧に伴う農地転用申請手続きの協力依頼について(伺) ・農業振興地域調整会議の開催について(伺)49.7.17開催 ・農業振興地域整備計画(案)に対する協議について(整備計画書、基礎資料) 春日井市農協、高蔵寺農協、玉野用土地改良区、前並土地改良区、高貝用土地改良区、愛知用土地改良区、同春日井工区、廻間工区、木津用土地改良区 ・農業振興地域整備計画検討会の開催について(通知)49.9.12 ・農業振興地域整備促進協議会の開催について(伺)49.10.8開催 ・農業振興地域調整会議の開催について(伺)49.10.29開催 ・農業振興地域整備計画検討会の開催について(通知)49.12.10 ・農業振興地域整備促進協議会の開催について(伺)50.4.11開催 ・春日井市農業振興地域整備計画認可に伴う告示について 50.3.4 ・春日井市農業振興地域整備計画における農用地利用計画の回答 高貝用土地改良区 前並土地改良区 春日井市農業協同組合 高蔵寺農業協同組合 愛知用土地改良区 春日井工区 玉野用土地改良区 木津用土地改良区	3月12日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
					2 平成12年9月5日 変更決定分 ・尾張地域農業振興地域整備対策班会議への出席について(依頼)H12.4.12 ・農用地利用計画変更(特別管理)の事前調整について(伺)H12.4.12 ・農業振興地域整備計画変更の事前調整について(回答) ・農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更案の広告について(伺) ・農業振興地域整備計画変更に係る認可申請書の提出について(伺) ・農業振興地域整備計画の了承及び同意について(通知) ・農業振興地域整備計画変更に係る広告、縦覧について(伺) ・農業振興地域整備計画の変更整備計画書の写しの送付について ・整備計画図(付図2号①②③)の詳細						
					・春日井農業振興地域整備計画(昭和50年3月4日決定)に係る農業振興区域図、農用地区域図及び整備計画図(付図2号①②③の詳細) ・春日井農業振興地域整備計画(平成12年9月5日変更)に係る農業振興区域図の詳細(受益地C-4の番地入り図)	3月12日	不開示(不存在)		不存在	開示申出に係る公文書を保有していないため。	
994	2月8日	申出	建設部 都市政策課	建築物の新築届の請求について 平成19年11月1日から平成20年1月31日までに届出のあった春日井市住居表示に関する条例第3条同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)※を請求します。	建物等異動届出書 平成19年11月1日～平成20年1月31日	2月22日	一部開示	届出人の住所、氏名及び印影	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されているため。	
995	2月18日	申出	農業委員会 (市民経済部農政課)	平成19年10月1日から19年12月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)。	平成19年第11回から平成20年1回までの春日井市農業委員会総会議案(農地法第4条・第5条の届出関係分 届出期間:平成19年10月1日から平成19年12月31日まで)	3月3日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
996	2月19日	請求	建設部 住宅施設課	高蔵寺地下道バリアフリー工事の項目別工事費の開示	高蔵寺地下道バリアフリー工事の項目別工事費(天井、手摺、塗装工事部分)	2月25日	全部開示				
997	2月20日	請求	環境部 環境政策課	12月23日 名成産業の地元説明会の報告書	試運転中の消石灰飛散事故についての近隣住民への説明会報告(春日井市)	3月3日	一部開示	法人の印影、個人の氏名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できること、法人その他の団体の内部情報及び犯罪防止のため。	
998	2月21日	申出	市民経済部 国保年金課	知的障害者の年金申請(年金額改定を含む)に対する社会保険事務所の通知文(H18年度、H19年度)	国民年金・障害基礎年金の不支給及び改定請求書却下通知文	2月29日	一部開示	氏名、電話番号、知能検査の結果	条例第7条第2号に該当	氏名、電話番号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であるため、また、知能検査の結果は、公にすることにより個人の権利を害するおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
999	2月25日	申出	建設部 建築指導課	平成19年11月1日から平成20年1月31日までに工事が完了した物件(変更がある場合は変更分を含む)の中で非自己用の分譲地・建売住宅・共同住宅を対象とする都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書(開発地域の名称地番に別紙がある場合は別紙も含む)・位置図(位置の特定できる物であれば、住宅地図でも可)・給排水計画図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの)。参考資料参照 「個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望」。	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図、求積図(平成19年11月1日から平成20年1月31日までの工事が完了分、ただし個人情報を除く)	3月10日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	
1000	2月27日	請求	議会事務局 議事課	平成20年2月27日の平成20年第1回市議会定例会での質問者7名の「通告文」	質疑通告書(平成20年第1回定例会)	3月10日	全部開示				
1001	3月5日	請求	健康福祉部 子ども政策課	・候補者となった団体が選考された理由がわかる文章(議事録) 松山子どもの家の分 ・19年度こどもの家指定管理応募の各団体の管理業務計画書	・管理業務計画の案(松山子どもの家指定管理者以外の分) ・採点表 ・第1回春日井市子どもの家指定管理者選定会議議事要旨 ・第2回春日井市子どもの家指定管理者選定会議議事要旨	3月19日	一部開示	法人名その他選考されなかった法人を特定しうる情報が記載された部分	条例第7号第3号に該当	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	
					・春日井市子どもの家指定管理者指定審査基準 ・春日井市子どもの家管理業務計画書(松山子どもの家指定管理者分)	3月19日	全部開示				
1002	3月10日	請求	選挙管理委員会(総務部 総務課)	平成19年4月シッコウの市議会選挙の各コウホシヤのポスター印サツ代の分る文書	平成19年4月22日執行春日井市議会議員一般選挙におけるポスター作成の各候補者別公営額一覧	3月17日	全部開示				
1003	3月13日	請求	建設部 住宅施設課	高蔵寺地下道バリアフリー工事の設計書(天井、手摺、塗装工事部分を除く)	高蔵寺駅バリアフリー工事の設計書(天井、手摺、塗装部分を除く)	3月24日	全部開示				
1004	3月13日	請求	健康福祉部 保育課	1春日井市病後児保育委託機関選定委員会議事録及び会議資料一式 2選定委員の氏名及び経歴を記載した書面(平成17年12月6日及び平成20年2月12日開催分)	(選定委員会関係書類等) ・春日井市病後児保育委託機関選定委員会要綱 ・春日井市病後児保育委託機関選定委員会委員名簿 ・評点基準 ・春日井市病後児保育委託機関選定委員会議事要旨及び会議資料 ・評点集計書(審査書類等) ・病後児保育に関する調書 ・病後保育施設の図面及び写真	3月26日	全部開示				

資料2 平成19年度個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	5月7日	請求	市民経済部 市民課	住民票の写し交付申請書(期間平成〇年〇月〇日～本日)	住民票の写し等交付申請書(申請期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	5月21日	不開示 (不存在)		不存在	開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の保存期間は3年であり、上記申請期間中平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日においては、住民票の写し等交付申請がされておらず、開示請求に係る当該保有個人情報を保有していないため。	
2	6月7日	請求	健康福祉部 介護保険課	介護保険主治医意見書 平成〇年〇月〇日分・平成〇年〇月〇日分	介護保険主治医意見書(平成〇年〇月〇日分、平成〇年〇月〇日分)	6月11日	全部開示				
3	6月18日	請求	建設部 建築指導課	道路位置指定申請書(昭和〇年〇月〇日付 〇〇〇〇申請分)(申請書の鑑の部分のみ)	道路位置指定申請書(昭和〇年〇月〇日付 〇〇〇〇申請分の鑑部分)	7月2日	一部開示	承諾者及び設計者の印影	条例第17条第3号該当	承諾者及び設計者の印影は、個人に関する情報であって、これを開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
4	9月3日	請求	市民経済部 市民課	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までに申請のあった住民票の交付申請書	住民票の写し等交付申請書(申請期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	9月13日	全部開示				
5	9月10日	請求	建設部 建築指導課	開発許可申請〇春建第〇-〇号(私が土地使用を承諾したと記載されたもの)	開発許可申請書 〇春建第〇-〇号	9月14日	一部開示	建築士の印影	条例第17条第4号及び第5号該当	法人の内部管理及び犯罪予防のため	
6	9月12日	請求	市民経済部 市民課	住民票の写し、戸籍証明の写し、印鑑証明書の交付申請書を平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	住民票の写し等交付申請書、戸籍証明等の交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書(申請期間平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	9月14日	全部開示				
7	9月26日	請求	市民経済部 市民課	住民票・戸籍・交付申請書 〇月〇日～〇月〇日	住民票の写し等交付申請書、戸籍証明等の交付申請書(申請期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	10月9日	全部開示				
8	10月9日	請求	消防本部 東出張所	H〇年〇月〇日 私の子 〇〇〇〇の救急出動記録の全て	救急出場報告書	10月22日	全部開示				
9	11日2日	請求	消防本部 消防署	救急活動報告書等、〇〇〇〇に関する活動救命内容あらゆる全ての情報を求めます。	救急出場報告書、救急活動記録票	11月16日	全部開示				
10	11月7日	請求	健康福祉部 介護保険課	私の母〇〇〇〇に関する以下書類 1認定調査票、主治医意見書一次判定結果、介護認定審査会議録 平成〇年〇月〇日認定分	介護保険認定調査票(平成〇年〇月〇日調査) 介護保険主治医意見書(平成〇年〇月〇日分) 介護保険一次判定結果 介護認定審査会議事録(平成〇年〇月〇日開催)	11月14日	一部開示	記入者氏名、所属機関	条例第17条第3号該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	
11	1月4日	請求	市民経済部 市民課	平成〇年〇月～〇月の間、住民票の写しの申請書	住民記録ジャーナル情報リスト (対象期間:平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	1月11日	一部開示	職員番号	条例第17条第3号該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの及び開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため	

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
12	1月11日	請求	健康福祉部 介護保険課	〇〇〇〇(S〇・〇・〇春日井市〇〇町〇〇)の ・平成〇年〇月〇日の介護保険の要介護度 ・平成〇年〇月、〇月の介護給付実績	被保険者(〇〇〇〇)の受給者台帳(平成〇年〇月〇日現在)介護給付実績(平成〇年〇月・〇月分)	1月23日	全部開示				
13	2月18日	請求	市民経済部 農政課	平成〇年〇月〇日付けで提出した株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇の農用地利用計画変更申出書が承認されなかった理由及び市としての意思決定の経緯が分かる全ての公文書	・農用地利用計画変更申請書の提出について ・農用地利用計画変更申請書について(伺) ・相談業務記録表(〇・〇・〇) ・相談業務記録表(〇・〇・〇) ・相談業務表(〇・〇・〇) ・相談業務表(〇・〇・〇) ・報告書	3月4日	全部開示				
14	3月4日	請求	消防本部 通信司令室	平成〇年〇月〇日午前0:00～0:45頃までの救急車への通報を知りたい。119へ電話されたもの全て。 事故現場:〇〇〇〇	平成〇年〇月〇日午前0:00～0:45頃までの救急車への通報を知りたい。119へ電話されたもの全て。 事故現場:〇〇〇〇	3月13日	不開示 (不存在)		不存在	開示請求のあった平成〇年〇月〇日午前〇時〇分から午前〇時〇分までの通報について、長時間録音装置を調査したが、該当する通報がないため。	
15	3月18日	請求	市民経済部 市民課	住民票の写し、戸籍証明の交付申請H〇.〇.〇～〇.〇.〇迄の分	住民票の写し等交付申請書、戸籍証明等の交付申請書 (申請期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	3月31日	一部開示	担当者の氏名	春日井市個人情報保護条例第17条第3号該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害する恐れがあるものが記載されているため	
16	3月21日	請求	市民経済部 市民課	住民票の写し交付申請 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	住民票の写し交付申請 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	4月4日	不開示 (不存在)		不存在	上記申請期間中平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日においては、住民票の写し等交付申請がされておらず、開示請求に係る当該保有個人情報を保有していないため。	

資料3 平成19年度会議公開実施状況一覧

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴
			公開	非公開	人数
秘書課	表彰審査委員会	非公開		1	—
行政経営課	行政改革推進委員会	公開	1		0
企画課	行政評価委員会	一部公開	4		9
	総合計画審議会	公開	5		14
文化課	市民会館運営審議会	—	—	—	—
	文化懇話会	公開	3		5
	国際化推進施策研究会	公開	0		0
交通対策課	地域公共交通会議	公開	2		1
	自転車等駐車対策協議会	—	—	—	—
総務課	開発事業紛争調停委員会	一部公開	1		1
	情報公開・個人情報保護審査会	一部公開		7	—
人事課	特別職報酬等審議会	公開	2		0
市民安全課	防災会議	公開	1		1
	国民保護協議会	公開	0		0
市民活動推進課	社会奉仕活動事故見舞金支給審査委員会	非公開		0	—
市民活動推進課男女共同参画室	男女共同参画審議会	公開	6		5
青少年女性センター	青少年女性センター運営委員会	公開	2		0
青少年勤労ホーム	勤労青少年ホーム運営委員会	公開	2		0
市民生活課	市民憲章審議会	—	—	—	—
国保年金課	国民健康保険運営協議会	公開	2		1
経済振興課	商工業振興審議会	公開	0		0
農政課	食育推進計画策定委員会	公開	2		3
高齢福祉課	高齢者総合福祉計画推進協議会	公開	3		7
	老人ホーム入所判定委員会	非公開		2	—
	福祉有償運送運営協議会	公開	2		2

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
介護保険課	介護認定審査会	公開	2		3
	〃 (合議体)	非公開		352	
	介護相談委員会	公開	1		0
	地域包括支援センター運営等協議会	公開	3		5
	介護予防体操制作委員会	公開	2		4
	高齢者虐待防止連絡協議会	公開	1		1
障がい福祉課	障害程度区分判定審査会	非公開		19	—
	障がい者施策推進協議会	公開	3		12
	地域自立支援協議会	一部公開	3		6
生活医療課	民生委員推薦会	非公開		2	—
子ども政策課	要保護児童対策地域協議会	非公開		1	—
	次世代育成支援対策地域協議会	公開	2		1
少年センター	少年センター運営協議会	公開	2		1
保育課	障害児保育審査委員会	非公開		2	—
健康推進課	予防接種健康被害調査委員会	—	—	—	—
	健康づくり推進協議会	公開	1		0
	保健計画推進委員会	公開	2		1
	救急医療対策協議会	公開	1		1
	〇157対策連絡会	—	—	—	—
	結核・肺がん検討委員会	—	—	—	—
	保健予防調整会	—	—	—	—
環境政策課	環境審議会	公開	5		24
ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会	公開	3		3
都市政策課	都市計画審議会	公開	2		1
	町名等審議会	公開	2		0
	都市景観審議会	公開	0		0
	都市計画マスタープラン策定委員会	公開	3		8

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴
			公開	非公開	人数
公園緑地課	緑の審議会	公開	0		0
都市整備課	都市計画事業松河戸土地区画整理審議会	一部公開	2		0
建築指導課	建築審査会	非公開		8	—
	開発審査会	非公開		7	—
	旅館等建築審査会	非公開		0	—
(勝)事業課	都市計画事業勝川駅前土地区画整理審議会	一部公開	1		0
	都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理審議会	一部公開	1		0
河川排水課	水防協議会	公開	1		0
(消)総務課	消防賞じゅつ金等審査委員会	—	—	—	—
監理課	水道事業運営研究会	公開	5		11
学校教育課	通学区域審議会	公開	0		0
	いじめ・不登校対策協議会	非公開		1	—
	学校保健結核対策委員会	非公開		4	—
	就学指導委員会	非公開		3	—
生涯学習スポーツ課	社会教育審議会	公開	2		0
	生涯学習懇話会	公開	4		0
	スポーツ表彰審査会	非公開		1	—
文化財課	文化財保護審議会	公開	2		0
道風記念館	道風記念館運営協議会	公開	1		0
図書館	図書館協議会	公開	3		1
給食センター	学校給食センター運営委員会	公開	2		0
			100	410	132

※非公開で行われた会議の410回のうち、介護認定審査会(合議体)が352回になっています。

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成 19 年 2 月 1 日付け 18 春教学第 1441 号で不存在を理由に行った公文書不開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号）第 6 条に基づく開示請求に対し、平成 19 年 2 月 1 日付け 18 春教学第 1441 号により教育委員会が行った不開示決定を取り消し、すべての開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求に先行して、関係文書の開示を受けたところ、示談書には、担任教諭、学校長及び春日井市（以下「担任教諭等」という。）が連帯して 10 万円支払う旨の記載があり、示談内容について、市長以下の決裁印もある。そして、平成 18 年 9 月、春日井市長は市議会に対して 10 万円の支出を報告している。
- (2) 連帯して支払うというのであるから、金額の多少はあれども三者が負担するものとするのであるが、仮に一者（本件では春日井市）のみの負担も同趣旨を逸脱するものではないとしても、当然、そこには三者による何らかの話し合いがあり、合意、結論が存在する。話し合い、合意もなく、春日井市が 10 万円を支払うという結論が生まれるはずはない。公金の支出という観点から考えても、合意文書が存在しないなどということは考えられない。
- (3) 公金支出については、言うまでもなく、客観性、合理性がなければならない。そして、その会計行為の顛末は文書に記載されるべきものとする。
- (4) 教育委員会は、不開示理由意見書において、「個人的な過失というよりは業務上の過失である。したがって、春日井市に監督責任があると考えて、

解決金については市が全額負担することにした。」と述べている。

今、この考え方は正しいとしても、連帯して支払うとした以上、三者の合意、確認が前提となるはずである。この合意、確認は、何らかの文書に残されなければならないし、残されたものとする。

(5) そもそも、本当に、上記のように教育委員会が考えたならば、担任教諭等の三者で遺憾の意を表し、解決金として春日井市が 10 万円を支払う旨の示談書にすればよかつたのである。

(6) 2006 年(平成 18 年)第 5 回春日井市議会において、教育部長は「一切の解決金として 10 万円を支払うことで示談となったものであります。」と、10 万円の専決処分に関して報告している。

春日井市が 10 万円支払う旨の示談をしたのではないから、議会報告として正確さを欠く点はあるが、この報告に先行して、上に記したように三者の合意、確認がなされているならば、容認できるものと思われる。当然何らかの合意、確認を前提として、この議会報告がなされたものとする。

(7) よって、公文書を保有していないなどということは考えられず、文書は存在すると考えられるので、請求文書の開示を求める。

第 3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関である教育委員会の説明を総合すると、本件開示請求に対し公文書不存在により不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 示談に係る事故について

示談に係る事故については、平成 14 年に小学校で発生した教諭の児童に対する教育指導上の事故（以下「本件事故」という。）を原因として、平成 17 年に担任教諭等に対し損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）が提起され、平成 18 年に示談書を締結し、和解に至ったものである（本件訴訟は取下により終了）。

2 本件事故による損害賠償責任に関する考え方について

本件事故は、公務員の職務上の行為に起因するものであり、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号。以下「法」という。）の規定に基づき、使用者である春日井市に賠償責任があるものと考えて、担任教諭及び学校長に故意又は重大な過失があれば求償権を行使することになるものであるが、春日井市としては、本件訴訟が提起された当初から、担任教諭及び学校長には故意又は重大な過失はなかったと判断し、解決金については春日井市が支払い、求償権についても行使しないものと考えていた。

3 示談書締結の経緯について

示談を成立させるに当たっても、春日井市としては、当初は、示談書において担任教諭及び学校長には謝罪の意思を示してもらい、解決金については春日井市が支払う内容の示談書を作成することを考えていた。しかし、相手方本人（特に児童の保護者）が、解決金支払の条項についても春日井市だけでなく担任教諭及び学校長を連記することに強いこだわりを示し、このことが原因で示談の成立が危ぶまれる状況になったことから、相手方弁護士と解決点を探ったところ、春日井市が単独で解決金を支払うことは相手方弁護士も理解した上で、支払条項につき3名連帯してと記載することとなったものである。

4 公文書の不存在について

以上のように、本件事故は個人的な過失というよりは業務上の過失であり、教育委員会に監督責任があると考えて、解決金については春日井市が全額負担することにしたので、示談書の締結に際して、担任教諭等での話し合いは行われておらず、異議申立人が請求した公文書は作成していない。

したがって、異議申立人の言う「いかなる経緯で、あるいは理由で、このような結論になったかを示す文書」は作成されていないために存在せず、また、担任教諭等による合意文書も作成されていないため存在しない。よって公文書を保有していないときに該当する。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成19年2月1日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成19年2月4日 異議申立てのあった日
- 3 平成19年3月26日 諮問のあった日
- 4 平成19年5月2日 諮問実施機関から意見書を収受
- 5 平成19年5月16日 異議申立人から意見書を収受
- 6 平成19年6月6日 諮問、諮問実施機関の説明
- 7 平成19年7月11日 審議
- 8 平成19年8月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

異議申立人が開示を求めている公文書は、異議申立人が本件開示請求に先立ち開示決定を受けて得た示談書の記載内容に関するもので、示談書に本件訴訟の被告である担任教諭等が原告に対して解決金を「連帯して…支払う」

と記載されているにもかかわらず、春日井市が全額負担していることについて、その経緯、理由及び結論を示す文書並びに担任教諭等の合意文書（以下「本件対象文書」という。）である。

2 公文書不開示決定の妥当性について

これに対し、教育委員会は、本件対象文書は作成されていないため存在せず、公文書を保有していないときに該当すると説明することから、以下これについて検討する。

- (1) まず、当審査会においては、実際に本件対象文書の存在が確認できないか否か、調査を行った。

訴えの提起から示談書の締結に至る期間に該当する平成17年度及び18年度の諮問実施機関における文書ファイル一覧によって諮問実施機関が保有するファイル名を確認したところ、本件訴訟に関するファイルとして2つのファイルの存在が認められ、当該ファイル以外に本件訴訟に関連すると思われるファイルの存在は認められなかった。

そして、本件訴訟に係る2つのファイルを検分したが、本件異議申立人が開示を求めている文書については存在を認めることができなかった。

さらに、諮問実施機関が保有している文書の調査に加えて、本件が訴訟を経ている案件であることから、市において訴訟を総括する市総務部総務課の保有するファイルについても検分した。これについても、同様に、本件対象文書の存在は認められなかった。

- (2) 上記(1)のとおり、当審査会としては、実際に本件対象文書の存否を調査してその存在を確認することができなかったものであるが、さらに進んで、本件対象文書は最初から作成されていないとする諮問実施機関の説明の当否について、検討を加えるものとする。

ア 法第1条の定めるところによれば、公務員がその職務を行うについて故意又は過失により違法に他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体が被害者に対して損害賠償の責任を負い、加害公務員個人は、直接被害者に対して損害賠償責任を負うものではなく、国又は公共団体は、当該公務員の行為に故意又は重大な過失があった場合に限り求償することができるものとされている。

本件事故は、学校における教育指導上の事故であって、公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為に起因するものであると認められる。したがって、本件訴訟の被告ら内部における求償関係の存否は別として、少なくとも相手方に対する関係で法的に賠償義務を負っているのは、三者のうち春日井市だけである。

それにもかかわらず、上記のとおり、本件の示談書の支払条項には担任教諭及び学校長までもが相手方に対する支払義務者として名を連ねるものとなっている。このことからすると、その作成経緯について、上記「第3」の第3項に記載したような事情があったということは十分に窺い得るところであり、この点に関する諮問実施機関の説明が不合理なものであるとは言えない。

イ ところで、本件の示談書においては、支払条項中に「連帯して」との文言が挿入されており、異議申立人はこの点を重視して、三者の分担についての合意文書が存在すると推認しているものとみられる。

しかし、この「連帯して」という文言は、相手方に対する関係で本件訴訟の被告ら三者がそれぞれ全部義務を負担していることを示すためのものであって、当事者双方に弁護士が付いて示談書を作成している以上、支払義務を定める条項中にこの文言（ないしは「各自」。いずれでも法的な意味に差異はない。）を入れるのは当然のことと言える（逆に、この文言が落ちていれば、相手方に対する関係でそれぞれが3万3333円ずつの支払義務しか負担していないこととなる。）。

「連帯して」という文言の通常日本語としての意味は別として、この場合における用法としては、必ずしも三者が一部ずつを分担することを含意しているものとは解されない。

ウ 以上のとおり、本件の示談書に基づく合意により、春日井市は、指定された期限である平成18年7月20日までに金10万円を支払う義務を相手方との関係で負担していたことになる。

この義務は、本件訴訟の被告ら三者間における負担に関する合意の存否如何にかかわらず履行しなければならないものである。したがって、春日井市がその履行をしたこと自体を問題にする余地はない。

ただ、諮問実施機関の説明内容に照らすと、本件においては、示談書作成の段階において既に、解決金の支払は春日井市が行い、担任教諭及び学校長はこれを行わないことが、黙示的には合意されていたと理解することが可能である。

複数の者で金銭の連帯支払義務を負担する内容の示談について、内部的には公共団体たる春日井市一人がその全部の義務を履行する旨の合意ができていたということになると、それが公金の支出を伴うものであることに鑑みれば、示談金額の多寡その他の事情によっては、単に口頭ベースでの合意をもっては足りず、当事者間において合意文書を取り交わしておく必要があるものと考えられる。

もともと、本件の場合には、示談金額が 10 万円と比較的少額であることに加え、上記のとおり支払条項を三者連帯の形にしたのが専ら相手方の納得のための対処であったことが窺われることからすれば、三者が当然の前提と考えていた事項に関して特に文書化がなされていなかったことについて、必ずしも不適切な処理であったとすることはできないものと考えられる。

- (3) 以上のとおり、当審査会としては、本件対象文書の存在を確認することはできず、また、本件対象文書を保有していないことに関する諮問実施機関の説明内容が不合理であると認めることもできなかった。

3 結論

以上のことから、本件対象文書については、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

第 6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、熊澤香代子、近藤真

答 申 書

第1 審査会の結論

平成19年6月議会において出席参与が提案理由説明時に使用した文書(読み上げ原稿)(以下「本件対象文書」という。)について、不存在を理由に行った公文書不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例(平成12年春日井市条例第40号。以下「条例」という。)第5条に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成19年7月27日付け19春総第287号により春日井市長が行った不開示決定を取り消し、公開するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報公開の目的は、知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことである。
- (2) 議会に出席した市の職員は、市長の委任を受けた春日井市を代表する組織人であり、個人という立場はない。そして、その組織人が用いた文書(原簿)は、春日井市という組織の文書(原簿)であり、また議事録となる文書の原簿でもあり、議会という公の場所で公に用いた文書(原簿)である。
- (3) 議案説明には、個人という立場を挟む余地はなく、個人という責任も存在しない。
- (4) 公の議会という特別な場所において行う行為は、組織全体として責任を負うものであり、私的個人という立場で責任を負うものではない。かつ、春日井市長が責任を負うものであり、結果として、その文書は組織と共有するものである。
- (5) 出席参与は、この文書を元に議場で発言しており、これがなければ自分の言葉として何もしゃべることはできないのだから、その元データである文書は公文書である。
- (6) 議会は市民に説明するための場であり、その場で使用された書類は基

本的に市民に公表しているものであり、議会という公の場で、傍聴の際に目に留まった書類は、公文書である。

(7) 議会議事録が公文書であれば、その元データである文書に基づいて会議録が発現することは明白である。議事録の証拠である元の文書を保存しない行為自体、組織全体の怠慢である。

(8) 以上のことから、この文書は、責任上、実施機関が共有して利用、保存しなければならない文書である。

よって、本件対象文書は、春日井市という組織の文書であり、速やかに公開すべきである。

第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関の説明を総合すると、本件開示請求に対し公文書不存在により不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示の理由

開示請求に係る公文書を作成取得していない。また、開示請求者が開示請求する文書は、議会出席参与個人が議場で説明を行うためにのみ作成したものであり、実施機関において共有されるなど組織的に用いられる文書ではないため、条例第2条第2号に規定する公文書には該当しない。よって、開示請求に係る公文書は存在しない。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成19年第3回市議会定例会において、執行機関である市長が提出した議案の提案理由を説明する際に、条例第2条第1号に規定する「実施機関」の職員である議会出席参与が自ら発言するときのため、備忘を目的として作成された資料である。

3 公文書の定義について

(1) 条例第2条第2号では、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義されている。

(2) ここでいう「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの（組織共用文書）をいう。

4 本件対象文書の公文書該当性について

(1) 本件対象文書を含め議会出席参与が議場において使用する読み上げ原

稿（以下「読み上げ原稿」という。）は、自らが所管する部署に属する議案の提案理由を説明する際に、説明内容の過不足、誤り等が発生することを未然に防ぐこと等を目的として備忘的に作成され、使用した私的な文書であって、当該職員個人の便宜を図るためにのみ作成されたものである。作成に当たっても、市長等管理監督者の指示があるものではない。

(2) また、読み上げ原稿は、出席参与相互において共有されていたり、他の職員に引き継がれるといったように職務上必要なものとして利用するといった事実もなく、飽くまで出席参与個人のみ利用にとどまるものであって、組織的に利用される文書ではない。なお、市議会における出席参与の発言内容は、議会事務局が調製する議会会議録で確認することが可能であり、過去の発言内容等の追跡は容易であることから、読み上げ原稿を組織的に利用する必要がなく、組織として不都合が生じることはない。

(3) さらに、読み上げ原稿は、上記(2)のとおり組織において利用されているものではないことから、作成者である出席参与が自ら保存、廃棄の判断を行うものであり、課共用キャビネット等で保存されているといった組織共用の実態はない。

(4) 以上のとおり、読み上げ原稿は、上記3(2)に述べた組織共用文書に該当せず、条例第2条第2号の公文書に該当しない。

したがって、本件対象文書は、読み上げ原稿のうち、平成19年第3回市議会定例会において使用されたものであるため、条例第2条第2号の公文書に該当せず、開示請求に係る公文書は存在しない。

5 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、一連の主張において、公務員の職務上の行為とそれに付随する文書は不可分一体であり、実施機関の職員の行為に伴って発生する文書のすべてが条例第2条第2号に規定する公文書に該当すると主張していると思われるが、条例では、職務上の行為に伴って発生する文書のすべてを公文書として開示請求の対象としているわけではない。条例第2条第2号の定義は、組織共用文書であることを要件として明示し、これに該当しないものがありうることを想定した規定であり、何もかもを対象とする趣旨ではない。

(2) 議会会議事録が公文書であれば、その元のデータに基づき議事録が発現することは明白であり、議事録の証拠である元の文書を保存しない行為自体、組織全体の怠慢であるとの主張についても、読み上げ原稿は、会議録の証拠となるものではなく、証拠ということであれば、それは議

場における議会出席参与の発言そのものであると考える。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成19年7月27日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成19年8月9日 異議申立てのあった日
- 3 平成19年8月22日 諮問のあった日
- 4 平成19年9月4日 諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成19年9月13日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成19年9月28日 諮問実施機関の説明、異議申立人の口頭意見陳述、審議
- 7 平成19年10月31日 審議
- 8 平成19年12月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、平成19年第3回市議会定例会において、議会出席参与である部長等が自ら所管する部署に関する議案の提案理由を説明する際に、議場で読み上げ原稿として用いた文書であり、14件の議案について、財政部長を始め8人の部長等が使用したものであると認められる。

(2) 本件対象文書について当審査会が実態調査を行ったところ、次の事実が確認された。

ア 文書の保存の有無及び保存方法について

まず、平成19年9月27日に、当審査会事務局が本件対象文書の保存状況について調査した。

その結果、平成19年第3回市議会定例会で実際に提案理由説明を行った8人中、6人分の文書については、職員個人のファイルや机の引き出し等で保存されていることが確認された。他方、残り2人分の文書については、既に廃棄されていた。

また、春日井市における組織共用文書の管理については、春日井市文書取扱規程（平成13年春日井市訓令第4号）第7条の規定により文書管理システムを用いて行われていることから、当審査会事務局において、平成19年度において文書管理システムで管理しているすべての文書及びファイルについて、「提案理由説明」、「市議会」等の関連用語で検索し、確認したが、本件対象文書に該当するものは見当たらなかった。

イ 文書の体裁及び内容について

次に、当審査会において、本件対象文書のうち現存する6人分の文書を実際に検分した。

その結果、これらは、ワードプロセッサを使用して作成したものに、追加的に手書きで字句の書き込み等がされているものであって、表題、作成年月日、作成名義の有無はまちまちで、文書の体裁には統一性がみられなかった。使用されている文字のポイントは、通常の文書と比べて全般的に大きく、行間についても広く取られている傾向が見られた。

内容について、平成19年第3回市議会定例会の議案書の内容と照らし合わせてみたところ、議案の内容以上の内容が盛り込まれているものとは言えず、議案の要点を説明する内容になっているものと認められた。

2 本件対象文書の公文書該当性について

(1) 異議申立人と諮問実施機関の間には、本件対象文書が条例により開示請求の対象となる「公文書」に該当するか否かについて争いがある。

条例第2条第2号は、開示請求の対象となる「公文書」を、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。

(2) そこで、以下においては、本件対象文書が、上記要件に該当する文書であるか否かについて検討する。

ア 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」の該当性について

条例第2条第2号に規定する「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合を意味するものである。

平成19年第3回市議会定例会において、議会出席参与である部長等が議案の提案理由を説明するという行為は職務上の行為であって、本件対象文書は、実施機関の職員が職務上作成した文書であることは明らかである。

したがって、本件対象文書は、条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」に該当する。

イ 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」の該当性について

条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与

した個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味するものである。

本件対象文書の利用方法について、諮問実施機関は、議会出席参与が議場において使用する読み上げ原稿であり、出席参与相互において共有されていたり、他の職員に引き継がれるといった事実はなく、飽くまで出席参与個人のみ利用にとどまるものであると説明している。

しかるに、実際に検分した本件対象文書は、上記1(2)イに記したとおり、その体裁及び内容から判断する限り、議案書記載の議案を各出席参与が議場で口頭説明するに当たり、読み上げるために利用することを専らの用途とするものと解されるものであった。この点、仮に口頭説明の内容が別途の方法で記録されないとすれば、本件対象文書を組織で共用したり、他の職員に引き継いだりする必要性も出てくると考えられるが、市議会については議会会議録が作成されることから、このような利用の必要性も考え難い。また、議会会議録の作成に当たって、読み上げ原稿として用いた文書を参照するような実情があれば、本件対象文書が組織共用文書性を帯びる可能性も出てくると考えられるが、当審査会事務局において議会会議録の調製を所管する議会事務局議事課に議会会議録の調製方法を確認したところ、議会会議録は、議会事務局職員が会議出席者の発言内容をテープに録音し、このテープのコピーを業務委託した専門業者に送付した上で、反訳、印刷、製本するものであって、会議録調製に当たり読み上げ原稿を参照するような実態はないとのことであった。

これらのことからすると、本件対象文書が飽くまで出席参与個人のみ利用にとどまり、出席参与相互において共有されていたり、他の職員に引き継がれるといった事実はないとする諮問実施機関の説明は、特段不合理なものではないと認められる。

また、本件対象文書の管理・保存については、円滑な組織内共用を可能にするための文書管理システムでの管理は採られておらず、職員の個人ファイルや机の引き出し等で保存されていた。さらに、一部の文書については、読み上げを行った議会出席参与個人の判断で既に廃棄がなされていた。

これらのことからすると、本件対象文書は、利用の面のみならず、管理・保存の面でも、組織共用文書性が欠ける文書であると認められる。

(3) よって、本件対象文書は、条例第2条第2号本文前段の「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」には該当するものの、条例第2条第2号本文後段の「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当しないことから、条例第2条第2号に規定する「公文書」の要件を満たしていないと解される。

3 以上のことから、本件対象文書は、条例第2条第2号に規定する「公文書」には該当しないと認められるので、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

異相武憲、昇秀樹、堀口久、熊澤香代子、近藤真

平成19年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成20年8月発行

発行 春日井市総務部総務課
問い合わせ 〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市総務部総務課情報公開担当
電話番号 (0568) 85-6129
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp



ISO 14001 認証取得

「環境にやさしい自治体 春日井市」